

## 第 21 回農地中間管理事業評価委員会の開催概要について

令和 7 年 6 月 6 日（金）に開催した農地中間管理事業評価委員会の概要は、次のとおりです。

- 1 令和 6 年度における農地中間管理事業の実施状況等について、本機構から、資料に基づき説明を行った。
- 2 委員からは、農地中間管理事業の実績、農地貸借の農地中間管理事業への一本化の状況及び集落営農に係る支援状況等について、質問、意見等が出され、本機構から回答を行った。
- 3 令和 6 年度における農地中間管理事業の実施状況に関する委員の主な評価及び意見等は、次のとおりである。
  - (1) 地域計画については、市町が目標地図とあわせて作成して、農地の集積、集約を実現していくことが、今後の大きな課題であるが、公表されている計画等を見ると、まだ目標地図は現状のままという部分が多いような印象を受ける。今後、これらをブラッシュアップしていくことが重要であり、機構としても、農地中間管理事業による貸借及び売買を通じて、地域計画の実現に取り組んでいく必要がある。
  - (2) 農地の集約化を促進するためには、農地中間管理事業を推進する中で、関係の農業者に対し、集落営農法人の設立をはじめとした地域営農の組織化について働き掛けていくことも重要である。
- 4 なお、令和 7 年度の農地中間管理事業の実施方針については、次のとおりである。
  - (1) 地域計画の推進を通じた担い手への農地の集積・集約化  
農地の集積・集約化を進めるためには、市町が主体となり、地域協議の結果等を踏まえて策定された目標地図を含む地域計画を着実に実現していくことが重要。  
このため、地域計画の区域を本事業の重点実施区域に位置付け、市町・農業委員会と連携しながら、目標地図に示された農業を担う者と農地との円滑なマッチングに努めるなど、地域計画の実現に取り組む。
  - (2) 農地中間管理事業の一層の理解浸透  
農地貸借の一本化に伴い、本事業の利用が大幅に増加する中、引き続き事業を円

滑に実施するためには、農村現場に対する一層の理解促進や貸借の当事者である農業者に不便・不利益を生じないようにすることが重要。

このため、県地方局・支局農地中間管理事業推進班会議等において、本事業に関する情報提供や課題の把握等を行うとともに、引き続き手続や提出書類の見直し、市町職員の機構兼務等に取り組み、事務の簡素化・効率化に努める。

(3) 集落営農組織の法人化等受け手となる担い手の育成

地域の優良農地を集積し利用するには、受け皿となる集落営農組織の法人化や認定農業者等の担い手を育成し、その経営を強化することが不可欠。

このため、えひめ農業経営サポートセンターを中心に、集落営農組織の法人化や認定農業者の経営安定等を支援するとともに、規模拡大化や農業機械・施設の整備等を対象とする補助事業等の情報提供に取り組む。

(4) 新規就農者の円滑な就農定着に向けた支援

地域になじみが薄く経営の実績がない新規就農者が、円滑に就農定着し新たな地域農業の担い手となるためには、就農研修等を通じ、しっかりとした生産技術や経営能力を習得し、耕作しやすい優良な農地を確保することが重要。

このため、就農研修を行っている農協や県普及指導機関等と連携しつつ、就農相談員による相談活動やえひめ農業経営サポートセンターによる経営の伴走支援に取り組むとともに、本事業を通じ収益性の高い優良な園地や水田の確保に努める。

(5) 農地基盤整備事業の推進

農地の集積を進めるためには、受け手となる担い手が農地集積のメリットを感じ、効率的・効果的に利用できるよう、耕作条件が不利な農地を傾斜が緩やかな園地や機械作業がしやすい水田に改良する農地基盤整備が重要。

このため、県や市町、農協等と連携し、集落営農に取り組もうとする地域や基盤整備が十分行われていない農地等を対象に、農地中間管理機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業等の農地基盤整備事業を推進する。